

診療報酬により「高額投資」へ配慮する手法について

消費税対応分の財源の本体報酬への上乗せ方法について、高額投資への一定の配慮を行う観点から「個別項目」への上乗せが必要との意見があるが、高額投資への配慮という観点からは、「個別項目」への上乗せについての以下の問題点をどう考えるか。

(課税経費率に応じた対応を通じて、全ての投資に対し一定の手当を行うこととなる「基本診療料等への上乗せ」を中心としつつ、「個別項目」への上乗せを組み合わせる形の方がより適切なのではないか。)

(1) 建物や医療情報システム用機器、歯科用機器、調剤用機器、車両等、「個別項目」との対応関係が明確でない投資が大宗を占めている点をどう考えるか

→ 「医療機関等の設備投資に関する調査」の結果や過去の医療経済実態調査の結果によると、建物、医療情報システム用機器、歯科用機器、調剤用機器、車両等、個別の診療行為との対応関係が明確でない投資が多いことから、一部の医療機器等に着目した「個別項目」に重点的に対応することは、医療機関等の間で不公平感を惹起する恐れが大きいのではないか。

(2) 高額医療機器に係る報酬は、機器の価格下落等により低下する傾向にあり、過去の消費税対応においてもCTやMRIの撮影料等に点数上乗せを行っていない点をどう考えるか。

→ CTやMRI等の高額医療機器に係る報酬は、技術革新に伴う既存製品の価格下落等により低下する傾向にあり、過去の消費税対応においてもCTやMRIの撮影料等に点数上乗せを行っていない。仮にこうした項目に上乗せした場合、将来的に消費税対応分の特定が困難、といったこれまでと同様の批判を生むこととなるおそれが高いのではないか。

(ご参考)これまでの分科会での主な意見

<過去の消費税に係る診療報酬改定における配分方法について>

○診療側委員

- 過去2回の消費税に係る診療報酬改定では、特に消費税の影響を大きく受けるところに補填されたが、結果としてその後の診療報酬の改定で点数が変わり、どこに補填されたか見えなくなっている(第1回堀委員)。
- 全国の医師会、病院団体等で必ず問われることは、診療報酬で対応するといった時に、今のような対応、つまり限られた項目に配分をするのかどうかということが、非常に大きな論点になっている。限られた項目に決定するというやり方は透明性・公平性に欠けると思っている(第5回 今村委員)。
- 基本的には案1(基本診療料・調剤基本料)という考え方の中で、点数が整数にならない(=基本診療料への上乗せのみでは配分される財源が過不足なく充当できない)時もあるので、そのような時に案2(個別項目)ということも考えられるのではないかと思っている(第7回 森委員)。
- 案1(基本診療料・調剤基本料)、案2(個別項目)の組み合わせは、個別項目に配分した結果改定が繰り返されて、よくわからなくなってしまうという観点からすれば、基本診療料に付けるのがわかりやすいかと思う(第7回 堀委員)。
- 少なくとも8%を前提として、それが少しでも長くなるようなことを考慮すると、高額投資への配慮がないと病院が相当期間またこの問題で苦しむということもあり得るので、案1と案2の組み合わせがあってもいいのではないかと(第7回 今村委員)。

○支払側委員

- 過去に診療報酬で補填した消費税相当分が平成元年以降どうなっているかを追いかけても、正確には解明できないと思っている(第2回 白川委員)。
- 今回は高額投資は別扱いしないということになったが、しかし高額投資について若干の配慮は必要であると思う。高額投資というとその範囲にきりが無いが、患者にとってわかりやすい高額投資、例えば、高額検査機器等を入れるということだと思う。したがって、案1(基本診療料・調剤基本料)中心ということで構わないが、案2(個別項目)についても、高額投資に配慮しながら組み合わせていくべきではないか(第7回 白川委員、小林委員、花井委員同旨)。